

規則

- ◆規則
- ◆告示
- ◆教委告示
- ◆就任及び辞令
- ◆蚕糸業法施行令に基く森林区施設計画案について
- ◆臨時教育委員会の招集
- ◆家畜傳染病予防法第六条による命令
- ◆鳥取県水源林造成事業施行要綱
- ◆証票の交付
- ◆森林法に基く森林区施設計画案について
- ◆品川巖外

鳥取県公報

毎週火
昭和四年
金曜日發行（但休日に当るときは翌日）
四月十五日第三種郵便物認可

奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則を廢止する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県副知事 輪 木 武

鳥取県規則第七十二号

奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則を廢止する規則
奥地林開発林道及び幹線林道開設事業施行規則（昭和二十二年五月鳥取県規則第十二号）は廢止する。
十一月六日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県副知事 輪 木

武

鳥取県規則第七十三号

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則

鳥取県林業施設補助規則（昭和二十四年十一月鳥取県規則第百七号）の一部を次のよう改める。

別表(10)中「松くい虫」を「松毛虫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第七十四号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二

十四号）の一部を次のよう改める。

第六条第一項四経済部中「管理係」を「指導係」に、

「団体係」を「通商係」に、「觀光貿易係」を「觀光係」に改める。

第十一条公衆衛生課二中「と場法」を「と畜場法」に改める。

第二十一条第一項中「鳥取県立義務修習所」を削る。

第二十三条第三項中「係長」を「係長及び分場長」に、「係」を「係及び分場」に改める。

第二十四条第二項中「東伯郡浅津村」を「東伯郡羽町」に改める。

第二十五条第二項中「八頭郡国中村」を「八頭郡郡合町」に改める。

第二十六条削除

第二十七条第一項を次のよう改める。

第二十七条 鳥取県身体障害者更生指導所に関する条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第二十三号）により設

立された鳥取県身体障害者更生指導所は、身体障害者（肢体不自由者）の更生に必要な治療及び訓練並びに補装具の製作及び修理を行う施設である。

第三十三条第四項中「米子市旗ヶ崎」を「米子市」に、「東伯郡上井町」を「倉吉市」に改める。

第三十九条第二項及び第四十四条第二項中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に改める。

第四十五条第二項中「気高郡湖山村」を「鳥取市」に改める。

第四十七条第二項中「東伯郡南谷村」を「東伯郡閼金町」に改める。

第五十条第四項中「鳥取県有畜農業指導所 東伯郡上山村」の次に「鳥取県米子ふ羽場 米子市」を加える。

第五十三条第二項中「東伯郡上井町」を「倉吉市」に改める。

第五十四条第一項を次のように改める。

第五十四条 鳥取県繭檢定所は、適正な繭の取引と繭質

の改良を図るために、次の業務を行ふ機関とする。

置された鳥取県身体障害者更生指導所は、身体障害者（肢体不自由者）の更生に必要な治療及び訓練並びに補装具の製作及び修理を行う施設である。

第三十三条第四項中「米子市旗ヶ崎」を「米子市」に、

「東伯郡上井町」を「倉吉市」に改める。

第四十五条第二項中「気高郡湖山村」を「鳥取市」に改める。

第四十七条第二項中「東伯郡南谷村」を「東伯郡閼金町」に改める。

第五十条第四項中「鳥取県米子ふ羽場 米子市」を加える。

第五十三条第二項中「東伯郡上井町」を「倉吉市」に改める。

第五十四条第一項を次のように改める。

第五十四条 鳥取県繭檢定所は、適正な繭の取引と繭質の改良を図るために、次の業務を行ふ機関とする。

鳥取県青少年問題協議会設置条例第
一章の規定による青少年の指導、育成、保護及びよう正に關する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に對する意見申に關する事務

第六十二条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に改める。

第六十六条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第六十九条第二項中「岩美郡」を「倉吉市、岩美郡」に改める。

第七十条第二項中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に改める。

第七十四条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第七十五条第三項但書を次のように改める。

但し、前項に掲げる保健所における業務課の分掌事務は、保健予防課の分掌事務及び普及課の分掌事務四を合せたものとし、その他の分掌事務は、総務課の分掌事務とする。

第七十七条及び第八十条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第八十三条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に、「神奈川村、米沢村、江尾町」を「江府町」に改め、「五千石村、尙徳村」を削る。

第八十九条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第九十一条中「米子市旗ヶ崎」を「米子市」に改める。

第九十三条を次のように改める。

第九十三条 用水改良事業所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称 位 置 管 轄 区 域
鳥取県羽合用水 倉吉市 倉吉市内のうち前の上北条町及び前の中北条村

改良事業所 改良事業所 倉吉市内のうち前の上北条町及び三明寺、中北条村のうち前の花見村、前の長瀬村、前の浅津村

鳥取県北条用排 倉吉市 倉吉市内のうち前の上北条町及び三明寺、中北条村のうち前の花見村、前の長瀬村、前の浅津村

水改良事業所 水改良事業所 倉吉市内のうち前の上北条町及び三明寺、中北条村のうち前の花見村、前の長瀬村、前の浅津村

鳥取県北条浜か、北条村 下北条村、由良町、大誠村 倉吉市内のうち前の上北条町及び前の中北条村、前の長瀬村、前の浅津村

鳥取県湖山砂丘 岩美郡浦富町 倉吉市内のうち前の上北条町及び前の中北条村、前の長瀬村、前の浅津村

かんがい事業所 岩美郡浦富町 倉吉市内のうち前の上北条町及び前の中北条村、前の長瀬村、前の浅津村

第九十五条中「東伯郡倉吉町」を「倉吉市」に、「東伯郡」を「倉吉市、東伯郡」に改める。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 土木出張所に、庶務課、工務課及び駐在所

を置く。

2 駐在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

鳥取県鳥取土木出張所	岩美郡浦富町
鳥取県鳥取土木出張所	氣高郡浜村町
鳥取県郡家土木出張所	八頭郡智頭町
鳥取県倉吉土木出張所	東伯郡八橋町
鳥取県根雨土木出張所	日野郡日野上村

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県度量衡検定所規程（昭和二十四年七月鳥取県告示第三百五十三号）は、廃止する。

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例施行規則をここに公布する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第七十五号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例施行規則
(種卵の規格)

第一条 鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号（以下「条例」という。）第二条第二号の種卵の規格は、次のとおりとする。

一 單冠白色レグボーン種から生産されたもの

二 前号以外の品種から生産されたもの
一個 五十グラム（十三、三匁）以上

（種鶏検査の申請書）

第二条 条例第四条の規定による申請書は、別記第一号様式による。

（合格鶏の取扱）

第三条 条例第六条第一項の規定による脚帶は、別記第一号二号様式に、同条同項の規定による種鶏検査合格証は、別記第三号様式による。

(ふ卵業者の登録申請書等)

第四条 条例第八条第一項の規定による申請書は、別記第四号様式による。

2 条例第八条第二項の規定による登録証票は、別記第五号様式による。

3 条例第八条第四項の規定による再交付の申請書は、別記第六号様式による。

4 条例第八条第七項の規定による廃業届は、別記第七号様式による。

第五条 条例第十一條の規定による個人別、種類別生産数及び個人別種卵購入実績並びにふ化成績の報告は、別記第八号様式による。

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

種 鷄 檢 査 申 請 書

一 種卵を供給するふ卵場名

種鷄検査を受けたいので申請します。
昭和 年 月 日

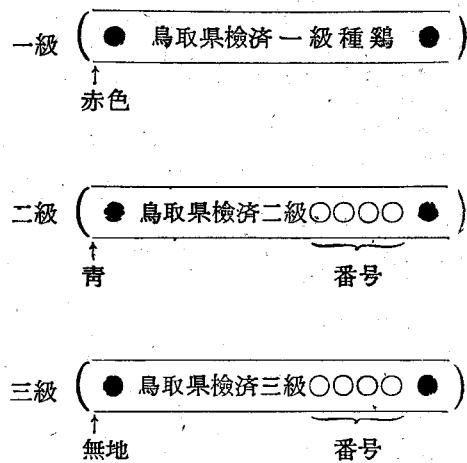
鳥取県知事 氏名 殿
古屋

住所

氏名

品種	羽数	備考
雌羽	雄羽	合計羽
單冠白色レグホーク		年月日ふ化
横班ブリマスロツク		
單冠ロードアイランドドレッド		

別記第二号様式



別記第三号様式

昭和 年号

種鷄検査合格証 (年月日から
まで有効)

三級	二級	一級	品種	雌	雄
4 3 2 1	4 3 2 1	4 3 2 1	横班ブリマスロツク		

鳥取県種鷄検査並びにふ卵業者登録条例により施行した種鷄検査に合格したことを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県

別記第四号様式

ふ卵業者登録申請書

鳥取県種鷄検査並びにふ卵業者登録条例によりふ卵業者の登録を受けたいので申請します。

市 郡

町 村 所 有 者

昭 和 年 月 日

01053

氏名
種類
数
入卵
一回検卵
中止
死卵数
無精
中止

別記第八号様式
1 個人別ふ化成績

鳥取県告示第四百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県副知事職務代理者
木 鈴

武

2 回次別ふ化成績

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日
届出者 住所 氏名

別記第七号様式

ふ卵業廃業届

今般ふ卵業を廃止したので別紙登録証票を添えてお届けします。

回次 類別 日	入卵 数	入卵 数	一回検卵 数	一回 死卵 数	二回 死卵 数	ふ化率 無精 考	ふ化率 無精 考

告 示

氏名
種類
数
入卵
一回検卵
中止
死卵数
無精
中止

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例により登録し

別記第五号様式

第 号

ふ卵業者登録証票
住所

氏名(名称)

一、ふ卵業者の住所及び氏名又は
二、ふ化場の所在地及び名称
三、ふ卵器数
四、ふ卵器の型式及びふ化能力

備考

- 一 法人及びその他の団体にあつては一の欄にその
代表者の住所及び氏名を附記のこと。
- 二 四の欄にはふ卵器ごとに記載のこと。

別記第六号様式
ふ卵業者登録証票再交付申請書
ふ卵業者登録証票を亡失(破損)したので再交付くだ
わるよう申請します。

昭和 年 月 日

別記第六号様式
ふ卵業者登録証票再交付申請書
ふ卵業者登録証票を亡失(破損)したので再交付くだ
わるよう申請します。

昭和 年 月 日

申請者
住所氏名
鳥取県知事 氏名 殿

たことを証する。

別記第六号様式

昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏名 殿

一、ふ卵業者の住所氏名又は名
二、ふ化場の所在地及び名称
三、ふ卵器数
四、ふ卵器の型式及びふ化能力

(印)

名印

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名 登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (一) 第一三六号

昭二七、一、二三 新建社

鳥取市東町二二一

城平 実 昭二八、十、一

鳥取県知事登録 (二) 第五号

昭二六、十、三 茅野組

米子市角盤町一丁目九六

茅野 安治 昭二八、十一、一

鳥取県告示第四百五十三号
 次のように結核病及びブルセラ病の検査並びに豚コレラ予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により乳牛及び豚の所有者に對して検査又は予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県副知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- イ 結核病及びブルセラ病の検査
 牛並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している雌牛。但し分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く。
 ロ 豚コレラ予防注射

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び豚コレラ
 予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

別表			
一 結核病、ブルセラ病検査			
(日野郡)			
十一月 九日	日野郡福栄村	同上	二十五日
十月 九日	黒坂町	同上	(西伯郡)
十一月 十日	根雨町	同上	二十六日
十一月 十一日	江府町	同上	二十七日
十一月 十六日	二部村	同上	二十八日
十一月 十七日	八郷村	同上	二十九日
十一月 十八日	八頭郡安部村	同上	三十日
十一月 十九日	若桜町	同上	十一月 六日
十一月 二十日	前の国中村	同上	十六日
十一月 二十一日	智頭町	同上	十四日
十一月 二十二日	郡家町	同上	天津村、大國村
十一月 二十三日	丹比村	同上	手間村、賀野村
十一月 二十四日	河原町	同上	大幡村、巣村
十一月 二十五日	八頭郡	同上	春日村、巖村
十一月 二十六日	八頭郡安部村	同上	大高村
十一月 二十七日	八頭郡安部村	同上	大和村、日吉津村
十一月 二十八日	前の国中村	同上	前の五千石村、幡郷村
十一月 二十九日	智頭町	同上	米子市(前の尚徳村及び前の五千石村を除く)
十一月 三十日	郡家町	同上	二十日
十一月 二十一日	丹比村	同上	富益村
十一月 二十二日	河原町	同上	二十四日
十一月 二十三日	前の国中村	同上	二十五日
十一月 二十四日	智頭町	同上	二十六日
十一月 二十五日	郡家町	同上	余子村、上道村
十一月 二十六日	丹比村	同上	
十一月 二十七日	河原町	同上	
十一月 二十八日	前の国中村	同上	
十一月 二十九日	智頭町	同上	
十一月 三十日	郡家町	同上	
十一月 二十一日	丹比村	同上	
十一月 二十二日	河原町	同上	

第十一條 事業施行中において天災事変等のため突発的のとする。

第九條 第六條及び第七条については、別に細目を定めるものとする。

第七条 設計書は、関係地方事務所において作製し実測図及び野帳を添付して県に提出するものとする。

第八条 県においては全部の設計書及び図面を検定し、予算との関係を考慮の上、施行地及び事業量を確定するものとする。

第三 標的的に事業の施行が可能であること
第五条 知事は、事業を実施した箇所の保護撫育の万全を期するため市町村を区域とする保護組合を結成させることができる。

第六条 測量は、器械測量により精密に実施するものとする。

第七条 設計書は、関係地方事務所において作製し実測

と

事故の発生した場合は、地方事務所長は、知事に急報するとともにその詳細を調査し意見を附して知事に報告の上その指示を受けるものとする。

第十二条 事業費は、しゆん功検査の結果に基いて請負者の請求によりこれを支払うものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 鳥取県水源林造成事業施行要綱（昭和二十六年一月鳥取県告示第十九号）は、廢止する。

鳥取県告示第四百五十五号

森林法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）第三条ノ五の規定による当該職員の身分を示す証書を昭和二十八年九月二十五日次のように交付した。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県副知事 鈴木

二十七日 // 外江町、渡村 //
二十八日 // 崎津村 //
三十日 // 彦名村、大篠津村 //

二 脳コレラ予防注射

実施期日

実施区域

実施場所

十月二十二日 八頭郡郡家町 同上
二十三日 // 前の国中村 //
二十四日 // 前の隼村 //
二十六日 // 前の大伊村 //
二十七日 // 船岡町 //
二十八日 // 八上村 //

鳥取県告示第四百五十四号
鳥取県水源林造成事業施行要綱を次のように定める。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県副知事 鈴木
鳥取県副知事職務代理者

武

第一条 水源林造成事業（以下「事業」という。）は、河川上流の水源地帯に設定された保安林の林相を整備強化し、流量調節機能の發揮による水害の防止と森林資源の経済化をはかり併せて森林資源を造成することを目的とする。

第二条 この事業は、鳥取県治山事業施行規程（昭和二十八年十月鳥取県告示第四百六十一号）による外、この要綱に基いて施行するものとする。

第三条 この事業は、人工植栽に限定し、県直営又は事業施行地の市町村若しくは森林組合の請負により施行するものとする。

第四条 この事業は、第一条の規定による保安林のうち次の各号の要件を備えた民有地に施行するものとする。

一 この事業施行地の面積は、原則として一団地十町歩以上であること

二 この事業施行地は、無立木地、散生地及び伐採跡地（この要綱施行後の伐採跡地を除く。）であるこ

鳥取県副知事 鈴木

武

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する	品川 岩
二級に敍する	
主事に補する	
十級四号給を給する	
叙任及び辭令	
鳥取県副知事 鈴木 武	
一 中部地方事務所	
二 鳥取県農林部林務課	
鳥取県知事職務代理者	
鳥取県告示第四百五十六号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定により鳥取県C基本計画区の森林区施業計画案を次の場所において公表する。	
昭和二十八年十月十六日	

氣高支所長代理を命ずる

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

木島 善兵衛

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

三級に敍する

主事に補する

九級九号給を給する

学事課勤務を命ずる

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

品川 岩

十級四号給を給する

日野支所長代理を命ずる

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

証票番号	所	属	職	名	氏	名	第	十八号	"	"	
第一号	農林部蚕糸課		鳥取県技術吏員				第二十号	東伯蚕業指導所	鳥取県雇		仙賀 弘正
二号	"		"				二十一号	"	"		
三号	"		"				二十二号	"	"		
四号	"		"				二十三号	"	"		
五号	"		"				二十四号	"	"		
六号	"		"				二十五号	"	"		
七号	"		"				二十六号	西伯蚕業指導所	鳥取県技術吏員	小倉 富治	藤本 博太郎
八号	"		"				二十七号	"	"		
九号	岩美蚕業指導所		鳥取県雇				二十八号	"	"		
十号	"		岸本 信義				二十九号	"	"		
十一号	"		坂根 義信				三十号	"	"		
十二号	八頭蚕業指導所		鳥取県技術吏員	井上 善雄			三十一号	日野蚕業指導所	鳥取県技術吏員	長谷川 真	森村 岩雄
十三号	"		"				三十二号	"	"		
十四号	"		鳥取県雇	坂根 豊			三十三号	鳥取県繭檢定所	"	眞木 悅雄	藤田 美智明
十五号	"		鳥取県技術吏員	島田 正喜			三十四号	"	"		
十六号	氣高蚕業指導所		鳥取県技術吏員	小川 幸夫			三十五号	"	"		
十七号	"		円井 義経	井手野末春			三十六号	日野蚕業指導所	鳥取県技術吏員	山崎 判野	木村 博太郎
			横山 忠治	森中 正春			三十七号	"	"	政雄	岩本 素直
				幸夫			三十八号	鳥取県繭檢定所	"	佐野 淳	富治
				第三十二号			三十九号	"	"	壽	仙賀 弘正
				第三十三号			四十号	"	"		
				第三十四号			四十一号	"	"		
				第三十五号			四十二号	"	"		
							四十三号	"	"		
							四十四号	"	"		
							四十五号	"	"		
							四十六号	"	"		
							四十七号	"	"		
							四十八号	"	"		
							四十九号	"	"		
							五十号	"	"		
							五十一号	"	"		
							五十二号	"	"		
							五十三号	"	"		
							五十四号	"	"		
							五十五号	"	"		
							五十六号	"	"		
							五十七号	"	"		
							五十八号	"	"		
							五十九号	"	"		
							六十号	"	"		
							六十一号	"	"		
							六十二号	"	"		
							六十三号	"	"		
							六十四号	"	"		
							六十五号	"	"		
							六十六号	"	"		
							六十七号	"	"		
							六十八号	"	"		
							六十九号	"	"		
							七十号	"	"		
							七十一号	"	"		
							七十二号	"	"		
							七十三号	"	"		
							七十四号	"	"		
							七十五号	"	"		
							七十六号	"	"		
							七十七号	"	"		
							七十八号	"	"		
							七十九号	"	"		
							八十号	"	"		
							八十一号	"	"		
							八十二号	"	"		
							八十三号	"	"		
							八十四号	"	"		
							八十五号	"	"		
							八十六号	"	"		
							八十七号	"	"		
							八十八号	"	"		
							八十九号	"	"		
							九十号	"	"		
							九十一号	"	"		
							九十二号	"	"		
							九十三号	"	"		
							九十四号	"	"		
							九十五号	"	"		
							九十六号	"	"		
							九十七号	"	"		
							九十八号	"	"		
							九十九号	"	"		
							一百号	"	"		

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

二級に敍する

主事に補する

指導調査課勤務を命ずる

調査係長を命ずる

十級五号給を給する

昭和二十八年十月一日

鳥取図書館倉吉分館長事務取扱を解く
昭和二十八年九月二十五日

鳥取教育委員会事務局職員 佐々木 弘
同 猪口 隆夫
同 森口 憲親

北村 広治

鳥取川忠篤

顧により本職を免する

昭和二十八年九月三十日

鳥取県教育委員会 告示

鳥取県教育委員会事務局職員 前田 忠雄
指導調査課調査係長を免する

昭和二十八年九月三十日

鳥取県教育委員会告示第三十三号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県教育委員会事務局職員 宮崎 正雄
鳥取図書館倉吉分館長事務取扱を命ずる

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県教育委員会告示第三十三号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十月十六日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

一 発行者 鳥取県教育委員会
二 場所 鳥取市東町
三 議題 教職員の昇給昇格について

發行所 鳥取縣教育委員會
印刷所 鳥取縣教育委員會
刷所 鳥取縣教育委員會

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

昭和28年10月16日 金曜日 鳥取県公報